

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年11月1日	有限会社浪花水産(法人番号8120902002041)代表者 井路端 きよみ	大阪府茨木市野々宮2-8-29	本社	大阪府茨木市野々宮2-8-29	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年3月12日及び同年3月21日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	1	1
令和6年11月1日	株式会社奈良協ロジ(法人番号9150001017557)代表者 稲垣良昭	奈良県生駒市高山町8612番地	郡山	奈良県大和郡山市長安寺町145-8	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年4月24日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	1	1
令和6年11月1日	アート引越センター 株式会社(法人番号8122001015081)代表者 寺田 政登	大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号	西大阪支店	大阪府大阪市港区福崎2丁目1番67号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年11月6日	有限会社KRT(法人番号7140002023796)代表者 梅村剛史	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目9番3号	本社	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目9番3号	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年5月22日及び同年6月6日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(4)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年11月13日	マツシタ運輸株式会社(法人番号2122001007126)代表者 松下 導治	大阪府東大阪市玉串町西2-1-1	本社	大阪府東大阪市玉串町西2-1-1	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年4月25日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	4	4
令和6年11月15日	株式会社 コムト(法人番号1122001030830)代表者 神元和馬	大阪府八尾市桂町3丁目4番7号	本社	大阪府八尾市桂町3丁目4番7号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年5月15日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)無車検運行(安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	6	6
令和6年11月18日	有限会社 嶋企画(法人番号6160002012162)代表者 嶋飼 一子	滋賀県近江八幡市安土町東老蘇1588	有限会社 嶋企画	滋賀県東近江市五個荘清水鼻町114番地1	輸送施設の使用停止処分(120日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年12月7日、令和6年3月14日及び同年3月27日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(7)事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第6号)	12	12

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年11月20日	関西低温 株式会社(法人番号1150001000504)代表者 尾上 勉	奈良県大和郡山市発志院町156番地	本社	奈良県大和郡山市上三橋町158番	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年5月9日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	1	1
令和6年11月20日	三由株式会社(法人番号1140001085967)代表者 濱本 勇	兵庫県南あわじ市榎列上幡多字龍神1340番地5	本社	兵庫県南あわじ市榎列上幡多字龍神1340番地5他2筆	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年7月25日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
令和6年11月22日	株式会社 プロスタッフライン(法人番号5140001098668)代表者 八尾 哲也	兵庫県神戸市兵庫区大開通5丁目1番3-6号	本社	兵庫県神戸市東灘区向洋町東4丁目15番	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年8月1日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年11月26日	株式会社 ライフパートナー(法人番号3120001186955)代表者 中川 昭治	大阪府大阪市住吉区 遠里小野1丁目7番30号	本社	大阪府大阪市住吉区 遠里小野1丁目7番30号	事業停止(7日間) 輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和6年2月27日及び同年3月19日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。合計8件の違反が認められた。事業停止については、(1)無免許運転・命・容認(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)。使用停止については、(1)疾病、疲労等のおそれのある業務(安全規則第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の記録違反【全て記録なし】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者等台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	9	9
令和6年11月27日	加西合同貨物自動車株式会社(法人番号4140001076138)代表者 櫻井 光男	兵庫県加西市倉谷町 1037-1	本社	兵庫県加西市倉谷町 1037-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第9条第3項前段	令和6年9月4日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	0	0